

## 税のお知らせ

【家屋を取り壊したときは届出が必要です】

住宅や倉庫などの家屋の全部または一部を取り壊したときは、手続き(届出)が必要です。

固定資産税は、毎年1月1日現在の状況で課税されますので、家屋を取り壊した翌年度から課税されなくなります。

## 未登記家屋を壊した場合

未登記家屋を取り壊したときは、**税務住民課**に「**家屋滅失届**」を提出してください。忘れてしまうと、取り壊した家屋分を課税してしまう場合があります。また、売買等により所有者が異動した場合、**「未登記家屋名義変更届**」を提出してください。

## 登記家屋を壊した場合

登記済家屋を取り壊したときは、**法務局**で「**滅失登記**」をしてください。登記されている不動産は、登記簿上の所有者に課税することになりますので、売買等によ

り所有者が異動した場合は、速やかに所有権移転登記を行ってください。  
※法務局に登記されている家屋は、滅失登記をしない限り残ったままとなりますのでご注意ください。

## お問い合わせ

税務住民課 税務係

☎ 4-2511内線114

☆ 4-2511103

旭川地方法務局名寄支局

☎ 01654-2-2349

## お知らせ

弁護士による巡回無料法律相談

弁護士が身近にいないため法律問題のアドバイスが受けられず、貰えるものが貰えなかったり、払わなくていいものを払ってしまったりするなど、守られるべき権利が守られていない事態が起きないように、町内で無料法律相談を開催します。相談には、旭川弁護士会所属の名寄ひまわり基金法律事務所の弁護士が

対応いたします。  
秘密は厳守されますので、この機会にぜひご相談、ご利用ください。

※相談は、お一人様、30分とさせていただきます。相談に際しては、予約のみとさせていただきます。

※相談は、事前の申し込みをお願いいたします。予約状況によつては、ご希望時間に添えないこともありますので、ご了承ください。

## 日時

11月27日(月)

13時15分～17時5分

## 場所

公民館3階A会議室

## 相談担当

西田 真理子 弁護士

## 主催

旭川弁護士会

## 共催

下川町

## 申込先

税務住民課 住民生活係

☎ 4-2511内線112

☆ 4-2511103

## お知らせ

生活・仕事相談会を開催します

生活や仕事などに関する悩みごと、困りごとなどについてご相談ください。【要事前予約】

## 開催日時

11月14日(火)

12月12日(火)

① 午前10時

～ 午前10時50分

② 午前11時

～ 午前11時50分

の2回

## 開催場所

総合福祉センター

「ハピネス」

## 申込期限

開催日前日の午後3時

までに電話、FAX、メールで予約してください。

## 相談料

無料

## 申込先・実施主体

自立相談支援事業所「かみかわ生活あんしんセンター」

旭川市豊岡1条2丁目

1-16

☎ 0166-38-8800

FAX 0166-33-0021

メールアドレス

anshin@kamikawa19.hokkaido.jp

その他

相談開始時間確認等のため、センターにより電話連絡することがあります。

## 運転免許証更新時講習 (11月6日から12月7日まで)

### 駅前交流プラザよろーな会場

#### ■違反運転者講習(2時間)

11月20日(月)午後7時

#### ■初回更新者講習(2時間)

11月16日(木)午後2時

#### ■一般運転者講習(1時間)

11月9日(木)午後2時

11月16日(木)午後5時30分

12月7日(木)午後2時

#### ■優良運転者講習(30分)

11月9日(木)午後1時

11月20日(月)午後6時

12月7日(木)午後1時

### 下川交通防犯センター会場

#### ■優良運転者講習(30分)

11月6日(月)午後1時